

盛岡市市税条例の一部改正について

市民部

1 改正の趣旨

平成13年度介護納付金の概算額が社会保険診療報酬支払基金から示され、現行の税率では不足額が生じることから介護納付金課税額の改正を行うものである。

2 介護納付金課税額の税率（第142条関係）

	(現行)	(改正案)
所得割	100分の1	100分の1.15
世帯別平等割	1世帯につき3,400円	3,800円

3 介護納付金課税額の減額（第147条関係）

	(現行)	(改正案)
6割軽減 世帯別平等割	2,040円	2,280円
4割軽減 世帯別平等割	1,360円	1,520円

4 施行月日 平成13年4月1日

※参考

(1) 介護納付金

	平成12年度	平成13年度要求額
概算介護納付金	635,332千円	709,654千円
2号被保険者数	21,908人	21,886人
1人当たり負担見込額	29,000円	32,425円
備考	11カ月	12カ月

(2) 介護納付金課税額

	平成12年度	平成13年度要求額
介護納付金相当分課税額	317,688千円	354,907千円
税率		
所得割	100分の1	100分の1.15
資産割	100分の6.5	100分の6.5
被保険者均等割	1人につき3,600円	1人につき3,600円
世帯別平等割	1世帯につき3,400円	1世帯につき3,800円
賦課割合 医療分	62.7 : 37.3	63.1 : 36.9
(一般分) 介護分	62.7 : 37.3	63.8 : 36.2
課税限度額	7万円	7万円

(3) 介護納付金課税額の減額

		平成12年度	平成13年度	比較増減
6割軽減	均等割	2,160円	2,160円	—
	平等割	2,040円	2,280円	240円
4割軽減	均等割	1,440円	1,440円	—
	平等割	1,360円	1,520円	160円